

図画工作(小学校)

1 改訂の基本的な考え方

- ・表現及び鑑賞の活動を通して、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を一層重視し、目標及び内容を改善・充実する。
- ・造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させながら育成できるように、目標及び内容を改善・充実する。

2 改善・充実の具体的事項

○目標の改善

(1) 教科の目標の改善

- ・図画工作科で目指す資質・能力を、「表現及び鑑賞の活動を通して、**造形的な見方・考え方を働かせ**、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力」とし、「**知識及び技能**」、「**思考力、判断力、表現力等**」、「**学びに向かう力、人間性等**」の三つの柱で整理して示している。
※**造形的な見方・考え方**・・・感性や想像力を働かせ、対象や事象を、形や色などの造形的な視点で捉え、自分のイメージをもちながら意味や価値をつくりだすこと。

(2) 学年の目標の改善

- ・教科の目標の、(1)「**知識及び技能**」、(2)「**思考力、判断力、表現力等**」、(3)「**学びに向かう力、人間性等**」に対応して示している。

○内容構成の改善

- 「A表現」、「B鑑賞」、「共通事項」とも、三つの柱に沿った資質・能力の整理を踏まえ、再構成。
「A表現」・・・(1)ア、「**思考力、判断力、表現力等**」、(2)ア、イ「**技能**」
「B鑑賞」・・・(1)ア「**思考力、判断力、表現力等**」
「共通事項」・・・(1)ア「**知識**」、(1)イ「**思考力、判断力、表現力等**」

○学習内容、学習指導の改善・充実

(1) 「A表現」の改善

- (1) **発想や構想に関する事項**と(2) **技能に関する事項**とに分けて示し、(1)、(2)どちらの項目も、アは「**造形遊びをする活動**」に関する事項、イは「**絵や立体、工作に表す活動**」に関する事項を示し、指導事項の違いを明確化。

(2) 「B鑑賞」の改善

- 第5学年及び第6学年の鑑賞対象に「**生活の中の造形**」を位置付け、生活を楽しく豊かにする形や色などについての理解を深めるよう改善・充実。

(3) 「共通事項」の改善

- ・表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力である「共通事項」アに、形や色などの造形的な視点で捉えることを「**知識**」として位置付け、その取扱いを明示。
- ・「共通事項」だけを題材にしたり、どの時間でも「共通事項」を教えるから授業を始めたりするなどの硬直的な指導を意図したものではないことを明示。

○「指導計画の作成と内容の取扱いについて」の改善

- ・「**主体的・対話的で深い学び**」の実現に向けた授業改善
- ・「A表現」の(1)、(2)の関連と指導に配当する授業時数・・・工作に表す内容の授業時数が、絵や立体に表す内容の授業時数とおおよそ等しくなるよう指導計画を立てる。
- ・「共通事項」のアの指導・・・必要に応じて、その後の学年で繰り返し取り上げる。
- ・互いのよさや個性などを認め尊重し合うようにする指導・・・友人の作品や活動に目が向くようにしたり、友人との交流の場面を設定したりする。
- ・言語活動の充実・・・「A表現」及び「B鑑賞」の指導において扱う(現行は「B鑑賞」のみ)。
- ・コンピュータ、カメラなどの情報機器の利用・・・必要性を十分に検討して利用する。
- ・学校としての鑑賞の環境づくり・・・学校や地域の実態に応じて、校外に児童の作品を展示する機会を設けるなどする。

3 移行措置について

- ・平成30年度から新学習指導要領によることができることとする。
- ・新学習指導要領を先行実施する場合、評価の観点については、現行のものを用いる。